

人事院規則 8-18 (採用試験) の一部改正案の概要

1. 趣 旨

現在、航空保安大学校には航空管制官を養成するためのコースとして、「航空管制官基礎研修課程」と「本科航空管制科」の2つのコースが設けられており、大学卒業程度の航空管制官採用試験合格者から国家公務員として採用された者は、航空保安大学校に入学後「航空管制官基礎研修課程」のコースで6ヶ月、また、高等学校卒業程度の航空保安大学校学生採用試験の「航空管制科」区分試験の合格者から国家公務員として採用された者は、同大学校に入学後「本科航空管制科」のコースで2年の研修を経た後、航空管制官として航空交通管制業務に従事している。

国土交通省においては、年々増大する航空交通に対応するため、空域・航空路の容量拡大を図ること等が重要となっており、必要な要員を短期間で大量に確保するために、採用後の研修を効率的に実施することが喫緊の課題となっている。このため、平成21年度より航空保安大学校の「本科航空管制科」を廃止し、「航空管制官基礎研修課程」に一元化して研修を行うこととしている。

人事院としては、これを受けて、平成21年度より採用が行われないこととなる航空保安大学校学生採用試験の「航空管制科」の区分試験について廃止する予定である。

2. 改正の内容

航空保安大学校学生採用試験の「航空管制科」の区分試験を廃止すること。

3. 施行期日

平成21年4月1日から施行する。